

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年12月2日 05時30分ごろ
発生場所	徳島県阿南市 <sup>たなご</sup> 柵子島南東方沖 伊島港西防波堤東灯台から真方位235°660m付近 (概位 北緯33°50.5′ 東経134°47.9′)
事故の概要	瀬渡船 <sup>しんこう</sup> 真光丸は、東南東進中、暗岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年12月21日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	瀬渡船 真光丸、5.7トン
船舶番号、船舶所有者等	TO2-2718（漁船登録番号）、個人所有 第280-20283号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底に破口、舵板に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約68cm（小松島） 日出時刻：06時49分ごろ 常用薄明開始時刻：06時22分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客10人を乗せ、瀬渡しの目的で、阿南市伊島周辺の各磯に向けて同市<sup>つばきどまり</sup>椿泊漁港を出港した。</p> <p>本船は、柵子島南西岸の磯（通称「西ノ長箸」）に向かったが、そこでは渡る釣り客がいなかったため、同島南東岸の磯（通称「オンビキ」。以下「オンビキ」という。）に向かうこととし、約3ノットの対地速力で東南東進中、衝撃を受けた。</p> <p>船長は、機関を中立にして周囲を見渡したところ、オンビキの南方を既に通過していて、オンビキ東方沖の磯（穴前のオチ）付近の暗岩（以下「本件暗岩」という。）に船底が接触したことに気付いた。</p> <p>本船は、舵の操作ができなくなって漂流し始め、そのことに気付いた釣り客が118番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した巡視船により阿南市橋港に<sup>い</sup>航された。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約1.4mであった。</p> <p>船長は、伊島周辺海域で瀬渡し及び船釣りをを行う遊漁船の船長としての経験が約50年あり、本事故発生時、サーチライトを使用して目視で航行していたが、オンビキを通過したことに気付かずに東南東進を続けていたと本事故後に思った。</p> <p>本船にはレーダー及びGPSプロッターが装備されており、本事故</p>

	<p>時も作動していた。船長は、GPSプロッターは新しく購入したばかりで操作方法をよく知らず、また、レーダーでは礁等が表示されない ので、ふだんから礁に近づいた時にはGPSプロッターやレーダーを 確認しておらず、本事故時も確認していなかった。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、オンビキに向かおうとして東南東進中、船長が、目視のみ で船位を確認して航行を続けたことから、オンビキを通過したことに 気付かず、本件暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、遊漁船の船長として約50年の経験があり、また、慣れた 海域であったことから、目視のみで船位を確認して航行を続けたもの と考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、オンビキに向かおうとして東南東進中、 船長が、目視のみで船位を確認して航行を続けたため、オンビキを通 過したことに気付かず、本件暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、慣れた海域であっても、暗岩など陰礁域が存在する海域 を航行する際には、目視に加えてGPSプロッター等の航海計器 を有効に活用し、船位及び周囲の状況の確認を行うこと。</li> <li>・ 船長は、航海計器の取扱いに習熟しておくこと。</li> </ul>